



保険契約

New on the Horizon / IFRS最新提案の解説

IFRS®第17号の修正



2019年7月

home.kpmg/jp/ifrs

目次

ペースを速める時	1
1 重要事項と影響	2
1.1 IFRS第17号の修正の目的	2
1.2 発効日を2022年に延期	2
1.3 7項目の重要な領域の修正	2
1.4 IFRS第17号の修正に関する全般的な情報	3
2 IFRS第17号の発効日	4
2.1 2022年への延期	4
3 IFRS第17号の範囲	7
3.1 保険カバーを提供するクレジットカード	7
3.2 重大な保険リスクを移転する融資	9
4 保険獲得キャッシュフロー	12
4.1 予想される更新の会計処理	12
5 取得した支払備金	15
5.1 移行時の負担軽減措置の追加	15
6 投資サービスの会計処理	19
6.1 利益認識パターンの変更	19
7 不利な契約に対する再保険	23
7.1 会計上のミスマッチへの対処	23
8 直接連動有配当契約のリスク軽減オプション	29
8.1 保有している再保険契約の利用	29
8.2 経過措置	31
9 保険契約資産及び負債の表示	33
9.1 ポートフォリオレベルでの表示	33
本冊子について	35
KPMGによるその他の刊行物	36

ペースを速める時

保険契約基準の最終版の全体像が明らかになった今、当該基準の適用ペースを速める時が来ました。

IFRS第17号「保険契約」の適用には明らかに利点があり、特に保険者の財務的健全性及び業績についての透明性が向上し、比較可能性が高まります。ただし、この新たな基準の適用には、利害関係者よりいくつかの懸念事項や課題が示されてきました。

IFRS第17号の修正案は、7項目の重要な領域における課題に焦点を当てています。この修正案では、IFRS第17号の発効日を2022年1月1日とする1年間の延期や、所定の要件を満たす保険者に対してIFRS第9号「金融商品」に関する適用免除の1年間の延長を認める提案も行われています。

修正案には保険者にとって望ましい数多くの提案が含まれており、1年間の猶予期間によりIFRS第17号の適用プロジェクトを完了させるのに必要な時間が与えられることになり、直面してきた重要な課題に対する実務的なソリューションも提供しています。

ただし、この修正案を適用しても、IFRS第17号の適用には依然として、収集するデータ、システム、プロセス及び統制の変更を必要とする大きな課題が存在することに留意する必要があります。

本冊子は、この修正案の概要を提供するものであり、IFRS第17号の発効日に備える適用プロジェクトへの潜在的な影響を評価するのに役立つ設例やKPMGの所見も含まれています。

Joachim Kölschbach

Mary Trussell

Alan Goad

Chris Spall

KPMG's global IFRS insurance contracts leadership team

KPMG International Standards Group

1 重要事項と影響

IASBは、IFRS第17号の発効日を1年延期して2022年1月1日とし、7項目の修正を行うことを提案している。

1.1 IFRS第17号の修正の目的

国際会計基準審議会（IASB）は、IFRS第17号の適用状況をモニタリングし、IFRS第17号について利害関係者が懸念している事項や適用上の課題として強調していた25項目の具体的な領域を特定した。

IASBは、IFRS第17号の修正を提案するための要件¹を設定した後に、発効日を1年延期すること及び25項目のうちの7項目を修正することを決定した。IASBは、IFRS第17号の文言を明確にし、意図しない影響が生じないよう複数の軽微な文言修正を行うことも決定した。

1.2 発効日を2022年に延期

IASBは、IFRS第17号の発効日（及び所定の要件を満たす保険者に認められているIFRS第9号の適用の一時的な免除に関する有効期限）を1年延期して2022年1月1日とすることを提案している。

1.3 7項目の重要な領域の修正

領域	項目	主な影響
適用範囲	財務諸表作成者は今後、保険カバーを提供する特定のクレジットカード及び融資に対して、IFRS第17号を適用する必要がなくなる。	多くのクレジットカード発行者及び融資の貸手によるIFRS第17号の適用コストが減少する。
保険獲得キャッシュフローの配分	保険者は、新たに発行した契約に直接起因する保険獲得キャッシュフローの一部を予想される契約の更新に配分する必要がある。	新たに発行した保険契約で保険獲得キャッシュフロー（例：当初契約時の手数料）の金額が大きい契約が不利な契約になる可能性が低くなる。

1. 詳細な情報については、KPMGのウェブ記事「[IFRS 17 – IASB considers amending the standard.](#)」を参照。

領域	項目	主な影響
IFRS第17号移行時の取得した支払備金の会計処理	IASBは、企業が企業結合やポートフォリオの移転により取得した支払備金に関する経過措置を修正することを提案している。	必要な情報を利用できない場合に（現行のIFRS第17号で規定されている）取得された決済期間中の契約に関する支払備金の情報を2つの異なる方法で記録するという課題を解消する実務上の負担軽減措置を提供している。
保険契約における投資サービスの会計処理	保険契約の利益認識パターンは、保険カバー「及び」投資サービスの提供を反映するように修正される。	会計処理がサービスの提供と整合するように改善される。
不利な契約に対する再保険	当初認識時に不利である基礎となる保険契約に係る損失をカバーする、保有している比例的な再保険契約の会計処理が変更される。	保険者が比例的な再保険を用いて不利な契約をカバーしている場合の当初認識時に生じる会計上のミスマッチに対処している。
直接連動有配当契約のリスク軽減オプション	直接連動有配当契約に適用されるリスク軽減オプションを拡張して、デリバティブを用いている場合と同様に、保険者が保有している再保険契約を用いて金融リスクを軽減している場合にも当該オプションを利用できるようにする。	保有している再保険契約を用いて直接連動有配当契約の金融リスクを軽減している場合に生じる会計上のミスマッチを低減している。
資産及び負債の表示	保険契約は、ポートフォリオのレベルで（現行の規定よりも高いレベルで）財政状態計算書に表示される。	キャッシュフローを個々の保険契約グループに配分することが困難な保険者に対して、実務上の負担軽減措置を提供している。

1.4

IFRS第17号の修正に関する全般的な情報

IFRS第17号の修正に関するより全般的な情報は、home.kpmg/ifrs17amendmentsを参照のこと。ここでは、ビデオ・コンテンツやダウンロード可能なPDFガイドが掲載されている。

2

IFRS第17号の発効日

IASBは、IFRS第17号の発効日及び所定の要件を満たす保険者に認められているIFRS第9号適用の一時的な免除に関する有効期限を1年延期することを提案している。

2.1

2022年への延期

2.1.1

論点

IFRS 17.C1

当初公表された基準では、IFRS第17号は2021年1月1日以降に開始する事業年度に適用するとされている。IFRS第9号及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」をIFRS第17号の適用開始日以前に適用している企業には、IFRS第17号の早期適用が認められている。

IFRS 17.C2

適用開始日は、企業がIFRS第17号を最初に適用する事業年度の期首である。

IFRS 4.20A–20B, 35B–C

IFRS第4号「保険契約」には、IFRS第9号適用の一時的免除と表示の上書きアプローチが定められている²。IFRS第17号の適用開始日からは、これらのアプローチは適用できなくなり、IFRS第9号が（遅滞も修正もなく）適用される。IFRS第9号の一時的免除は、活動が支配的に保険に関連している報告企業が（所定の要件を満たしていることを前提に）適用することができ、有効期限（すなわち、2021年1月1日）が定められている。

IFRS第17号の発効日

一部の利害関係者は、2021年1月の発効日までにIFRS第17号を適用するには十分な時間がないという見解を表明しており、少なくとも1年間の延期があれば有用であるという主張も多かった。

一部の利害関係者は、IFRS第17号の適用をさらに延期すれば、適用コストが増大するものの、それに見合う便益がない可能性があるという懸念を表明し、他の利害関係者は、外部のプロバイダーによっては必要なITソリューションの開発により多くの時間が必要となる可能性があることを指摘している。

IFRS第9号の適用の一時的免除

一部の利害関係者は、IFRS第17号の強制適用日が延期される場合には、IASBはIFRS第9号適用の一時的免除の有効期限の定めも修正すべきであることを示唆していた。これにより、財務諸表作成者も利用者も、短期間で二度にわたり大幅な会計処理の変更を経験せずに済むこととなる。有効期限の変更がない場合には、保険者は遅くとも2021年までにはIFRS第9号を、2022年までにはIFRS第17号を適用しなければならず、財務諸表作成者にも利用者にも多大な負担が生じることとなる。

2. これらのアプローチについての詳細な説明は、KPMGの刊行物「[First Impressions: Amendments to IFRS 4](#)」を参照。

2.1.2

IASBの提案

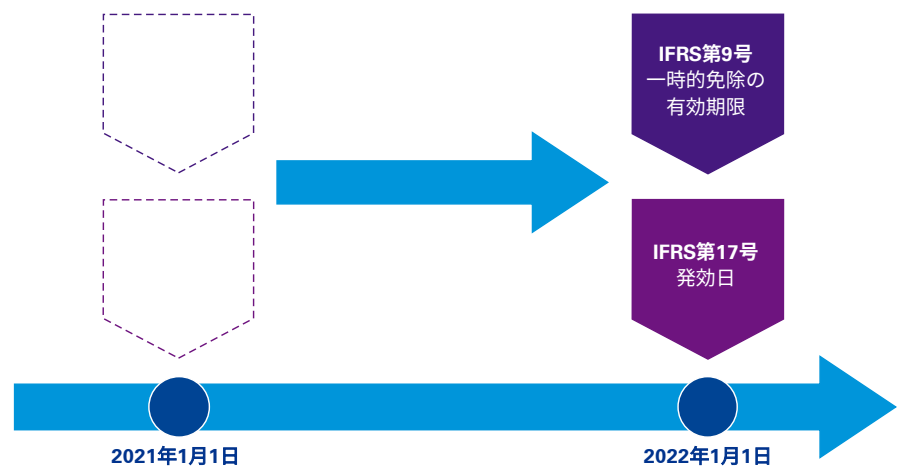
IASBは、提案した修正の影響に不確実性が含まれており、財務諸表作成者が既に進めている適用作業に混乱が生じる可能性があり、また提案した修正が適用作業の軽減に役立つ場合にも混乱は生じる可能性がある点も認識している。

IASBは、IFRS第17号の発効日を1年延期する場合には、IFRS第9号の一時的免除に関する有効期限の延長による便益は、保険者のIFRS第9号適用により改善する情報がさらに遅延してしまう不利益を上回るという点にも同意した。

ED.C1, D, BC110-BC118

したがって、IASBは以下を提案した。

- IFRS第17号の発効日を2022年1月1日に延期する。
- IFRS第9号の適用の一時的免除を2022年1月1日まで延長する。



適用作業の軽減

IASBの提案により、IFRSに基づく財務諸表を作成するすべての企業は、2022年1月1日以降に開始する事業年度にIFRS第9号とIFRS第17号の両方を適用しなくなるとはならない。

IFRS第17号の発効日の延期が提案されても、IFRS第17号の適用には引き続き、複雑で膨大な作業を伴うことに留意する必要がある。

システム及びプロセスが検証され、IFRS第17号適用による成果が経営者及び投資者に理解されるというゴールに到達するためには、保険者は適用作業のペースを速めることが重要である。



比較情報の修正再表示

IFRS 9.7.2.1, 17.C3

企業は、IFRS第9号もIFRS第17号も原則として遡及適用しなければならないが、いくつかの例外がある。

IFRS 9.7.2.1, 7.2.15

特に、IFRS第9号には、IFRS第9号の適用開始時に比較情報の修正再表示を免除する規定がある。企業が比較情報の修正再表示を選択できるのは、事後判断(Hindsight)を用いずに修正再表示が可能な場合だけである。さらに、企業がIFRS第9号の適用開始日時点ですでに認識の中止が行われている項目にIFRS第9号を適用することは禁止されている。対照的に、IFRS第17号にはそのような規定が含まれていない。

IFRS 17.BC387-BC389

一部の利害関係者は、IFRS第9号とIFRS第17号を同時に適用開始する際にそれぞれの異なる経過措置から生じる可能性のある複雑性について懸念を表明している。しかし、IASBは、両者の違いは両規定が開発された際の状況が異なることに起因するものであり、すでに広範囲にわたる審議とコメント募集の対象となってきたことから、IASBは、この領域では基準書の修正を提案していない。

したがって、IFRS第9号の適用開始日前に認識の中止が行われた（すなわち、比較期間中に認識の中止が行われた）金融資産及び金融負債についての情報は、企業がIFRS第9号の適用を反映するように比較情報を修正再表示することを選択している場合であっても、引き続きIAS®第39号「金融商品：認識及び測定」に従って報告される。すなわち、比較情報には以下が混同している可能性がある。

- IAS第39号に従って会計処理されたIFRS第9号の適用開始日前に認識の中止が行われた項目
- IFRS第9号に従って会計処理された適用開始日現在も引き続き認識されている金融商品

KPMGの刊行物「[Guide to annual financial statements: IFRS 17 and IFRS 9 – Illustrative disclosures for insurers](#)」では、IFRS第17号及びIFRS第9号を同時に適用開始している場合の純損益及びその他の包括利益(OCI)の表示の例を示している。

3

IFRS第17号の範囲

IASBの提案では、財務諸表作成者は今後、保険カバーを提供する特定のクレジットカード及び融資に対して、IFRS第17号を適用する必要がなくなる。

3.1

保険カバーを提供するクレジットカード

3.1.1

論点

クレジットカード契約の中には、保険カバーを提供し、カード保有者から重大な保険リスクを移転するものもある。



設例1 – 保険カバーを提供するクレジットカード

事例

クレジットカード発行者Cは、カード保有者のクレジットカードを利用した購入について保険カバーを提供している。Cは、供給業者の不実表示または契約違反があれば、それに起因する保険金をカード保有者に支払うこととなる。

この取決めにに基づき、Cは以下のいずれかを行うことが考えられる。

- カード保有者に対して、このサービスに係る手数料を徴収しない。
- 個々のカード保有者に関連する保険リスクの評価を反映していない年間手数料を徴収する。

分析

当該クレジットカード契約には、保険要素と非保険要素の両方が含まれている。これは、以下の理由により、Cにとって問題となる。

- 次の表で説明するように、非保険要素の分離に関するIFRS第17号の規定は、IFRS第4号の規定と異なっている。
- 保険要素の測定方法に関するIFRS第4号の規定は不十分である。

IFRS 4.10-12

IFRS 17.10-13

基準書	非保険要素（組込デリバティブを除く）の分離に関する規定
IFRS第4号	保険者が保険契約から融資要素を分離し、その融資要素にIFRS第9号（またはIAS第39号）を適用することを認めている。
IFRS第17号	原則として、重大な保険リスクを移転する契約全体に対してIFRS第17号を適用する必要がある。 IFRS第4号の場合よりも限られた状況でのみ分離が認められる。特に、投資要素と財または非保険サービス要素が別個である場合に、保険者はそれらを分離する。

利害関係者は、現在クレジットカード契約における融資またはローン・コミットメントをIFRS第9号（またはIAS第39号）に基づいて会計処理しているクレジットカード発行者が、IFRS第17号が発効する際に（IFRS第9号に準拠する新たな信用減損モデルの開発コストを負担してからほんの僅かな期間で）重大な保険リスクを移転する契約の会計処理に変更することが必要となる点を懸念している。

3.1.2

ED.7(h), BC9-BC17, BC23-BC30

IASBの提案

IASBは、クレジットカード発行者が顧客のために設定した価格が個々の顧客に関連する保険リスクの評価を反映していない場合には、保険カバーを提供するクレジットカード契約をIFRS第17号の範囲から除外することを提案している。

この提案により、多くのクレジットカード発行者のIFRS第17号の適用コストが減少することとなる。



IFRS第17号の範囲から除外されるクレジットカード

その他の範囲除外

保険カバーを提供しているものの、この提案によりIFRS第17号の範囲から除外されるクレジットカード契約を発行している企業は、その契約の種々の要素に対してどの基準を適用できるのかを評価する必要がある。

例えば、

- 融資またはローン・コミットメント及び発生した利息は、IFRS第9号の範囲に含まれる可能性がある。
- クレジットカード発行者が提供している財その他のサービスの提供に対する収益は、IFRS第15号の範囲に含まれる可能性がある。
- 不利となった契約で、IFRS第15号の範囲であるか、または他の基準の範囲に含まれない契約は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の範囲に含まれる可能性がある。

IFRS 9.B4.1.13.E

クレジットカード契約に基づいて提供される保険カバーには、法令または規制の結果としてのみ発動するものもある。したがって、その保険カバーに関連する支払義務は、IFRS第9号に基づいて契約条件により元本及び利息の支払いのみであるキャッシュフローが生じるか否かを分析する際に考慮されない場合がある。（例えば、このような義務にはIAS第37号が適用される場合がある。）

他のクレジットカードの特徴

クレジットカードの中には、この修正案の対象ではないものの、他の理由によりIFRS第17号の範囲から除外される可能性のある特徴を有するものもある。

次に挙げているのは、その例の一部である。

- クレジットカード発行者が、第三者の保険者が提供している保険を販売する際に、代理人としての役割しか果たしていない。
- 保険カバーがIFRS第17号の定額報酬サービスに関する特定の条件を満たしているため、IFRS第15号に基づいて会計処理される可能性がある。
- 保険カバーが契約によって創出された顧客の義務の決済のためにのみ提供されるもの（例：顧客が死亡した場合にクレジットカードの融資残高を免除する条項）であり、重大な保険リスクを移転する融資（セクション3.2を参照）に対してIFRS第9号またはIFRS第17号のいずれかを適用するという、提案されている会計方針の選択の対象となっている。
- クレジットカード契約に「チャージバック」制度（カード保有者がクレジットカードを使用して実際に支払ったものの、財またはサービスが提供されなかった場合に、金額の払戻しを要求し、その請求額をクレジットカード発行者が処理する仕組み）を有するケースがある。

IFRS 17.8

3.2

重大な保険リスクを移転する融資

3.2.1

論点

融資契約の中には、重大な保険リスクを移転するもの（例：所定の不確実な将来事象により借手が不利な影響を受ける場合に支払うべき金額の一部または全部を免除する条項）がある。例として、死亡時に債務免除のある住宅ローン、一部の学生ローン、終身モーゲージ（別名エクイティ・リリースまたはリバース・モーゲージ）がある。

保険カバーを提供するクレジットカード契約（3.1.1を参照）と同様に、一部の貸手は現在、IFRS第4号に基づいて保険契約から融資要素を分離してこれらの契約を会計処理し、その融資要素にIFRS第9号（またはIAS第39号）を適用している。当初に公表されたIFRS第17号では、この実務を継続することは認められていない。

その融資が重大な保険リスクを移転する場合には、その融資はIFRS第17号の範囲となる。過去にこのような契約の融資要素に保険会計を適用した経験のない貸手にとって、この処理は複雑となる可能性がある。

3.2.2

ED.8A, BC9-BC12, BC18-BC30

ED.D

IASBの提案

IASBは、IFRS第9号及びIFRS第17号を修正して、保険カバーが融資に基づく借手の義務の一部または全部の決済のみを対象としている融資に対して、貸手がいずれかの基準を適用することを認める提案をしている。貸手は、ポートフォリオのレベルでこの取消不能の選択を行うこととなる。

この提案により、多くの貸手のIFRS第17号の適用コストが減少することとなる。

経過措置

この提案により、貸手が以下の条件を満たす場合には、重大な保険リスクを移転する融資に対して固有の経過措置が導入されることとなる。

- このような融資に対して、IFRS第17号ではなくIFRS第9号を適用することを選択している。
- IFRS第17号の適用開始前に、すでにIFRS第9号を適用している。

このような融資について、IASBは以下の規定を追加することを提案している。

- 貸手にIFRS第9号の必要な経過措置を特定して適用するよう要求する規定
- 金融負債の純損益を通じて公正価値で測定する区分 (FVTPL) への指定に関する経過措置。これは、IFRS第17号C29項ですでに定められている金融資産の経過措置に類似する規定であり、貸手には特に以下の取扱いが適用される。
 - 新たな会計上のミスマッチが創出される場合、新たに金融負債をFVTPLに指定することが許容される。
 - 会計上のミスマッチがもはや存在しない場合、金融負債のFVTPLへの指定を取り消すことが要求される。
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の第28(f)項の以下を要求する規定の免除
 - 比較情報の修正再表示
 - 財務諸表の各表示項目（1株当たり利益を含む）に対する影響の開示
- その他の移行時の開示規定



どの基準を適用するか

範囲除外のオプション

IASBは、IFRS第17号のモデルは重大な保険リスクを移転する融資契約の特性を適切に反映するものであるとの見方を示した。

しかし、IASBは、このような契約は保険者ではなく、銀行その他の金融機関が発行している場合が多いことも認めている。このような貸手は、当該融資契約にIFRS第9号を適用するオプションの恩恵を受けることができる。このオプションには、以下のような恩恵がある。

- 貸手が発行している他の融資との比較可能性が高まる。

- 当該融資契約の会計処理が以下と整合することにより、当該融資契約に対するIFRS第17号の適用コストが解消する。
 - 貸手が保有している他の金融商品
 - 貸手の現行の内部管理モデル

どの基準を適用するかを決定する際に、貸手はIFRS第9号に基づいて当該契約の分類を検討しなければならない。この分類は、IAS第39号の分類とは異なる可能性がある。

例えば、当該契約は、重大な保険リスクが組み込まれていることにより、契約上のキャッシュフローが元本及び利息の支払いのみではないとみなされる場合もあることから、IFRS第9号に基づいて（ほとんどの融資が分類されている償却原価ではなく）FVTPLでの測定が要求される可能性もある。

経過措置

貸手がIFRS第17号の適用開始前にすでにIFRS第9号を適用している場合には、貸手は当該契約にIFRS第9号（のすべてまたは一部）を適用してFVTPLで測定することができる。

このような測定は、貸手が当該契約を引き続きIFRS第9号に基づいて会計処理することを選択している場合には、IFRS第17号への移行時にも大幅に変わることはない。提案されている経過措置の中には、目的適合性の一部が損なわれるものも含まれている（例：比較情報の修正再表示の免除）。

4

保険獲得 キャッシュフロー

IASBの提案により、保険者は、新たに発行した保険契約に直接起因する保険獲得キャッシュフローの一部を予想される契約の更新に配分することが必要となるため、新たに発行した契約が不利な契約となる可能性が低くなる。

4.1

予想される更新の会計処理

4.1.1

IFRS 17.B65(e)

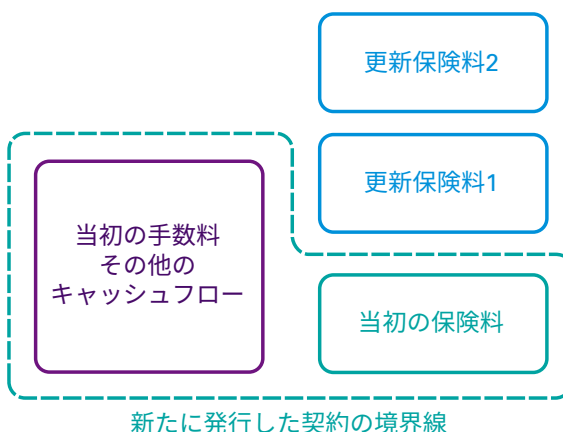
論点

IFRS第17号では、保険獲得キャッシュフローは、関連する保険契約グループの履行キャッシュフローに含まれる形で会計処理される。この取扱いにより、契約上のサービス・マージン（CSM）は減少し、発行した保険契約のカバー期間にわたり認識される利益は少なくなる。

保険獲得キャッシュフローは、保険契約者が将来に（おそらく数回にわたり）保険カバーを更新することを期待して発行した新規契約について支払った手数料で構成されている場合がある。場合によっては、その支払った手数料は、当初の契約に係る保険料に組み込まれている当該コストを賄うために利用されるマージンを上回っている場合がある。なぜなら、保険者は当該コストの一部を将来の更新によって回収することを見込んでいるからである。

現行のIFRS第17号では、契約が更新されるかどうかにかかわらず手数料が返金されない場合には、当該手数料の支払いを決定する際に将来の更新も含めて検討しているか否かには関係なく、当該手数料は新たに発行した契約の境界線に含まれる。

予想される契約の更新が新たに発行した契約の境界線外にある場合には、保険獲得キャッシュフローによって当該契約の最初の期間における利益が減少し、場合によっては、その新たに発行した契約がIFRS第17号に基づいて不利な契約となることもある。



4.1.2

ED.28A–28D, B35A–B35C, BC31–BC49

IASBの提案

IASBは、新たに発行した契約グループに直接起因する保険獲得キャッシュフローの一部を、当該契約グループの境界線外にある予想される更新への配分を保険者に要求するようIFRS第17号の修正を提案している。

したがって、将来の更新に配分される保険獲得キャッシュフローは、予想される契約の更新が認識されるまで資産として認識されることとなる。IASBは、関連する保険契約グループが認識される前に支払われた保険獲得キャッシュフローを表す資産の会計処理の修正も提案している。

特に、保険者は以下の処理を行う必要がある。

- まだ認識されていない関連する契約グループの予想される履行キャッシュフロー（予想される更新等）についての評価に基づき、各報告日現在の資産の回収可能性を評価する。
- 以下を純損益に認識する。
 - 回収できない金額を損失として認識する。
 - 当該状況が改善した場合には、この損失の一部または全部の戻入を認識する。

ED.105A–105C

IASBは、この修正を反映するようにIFRS第17号の開示規定も修正することを提案している。保険者は、以下を開示する必要がある。

- 保険獲得キャッシュフローによって創出された資産の報告期間の期首から報告日現在への調整表を作成し、その変動（特に、回収可能性の喪失による損失または戻入の認識）を開示する。
- 保険獲得キャッシュフローを関連する保険契約の測定に含めると予想している時期について（適切な期間帯での）定量的な開示を提供する。



保険獲得キャッシュフローの将来の更新への配分

多くの保険者にとって、保険獲得キャッシュフローを繰り延べて資産の回収可能性を評価するという概念は、現行のIFRS第4号に基づく実務に類似しており、馴染みのある概念である。

ただし、IASBの提案に基づいて要求される将来の更新の予想、保険獲得コストの配分及び回収可能性テストは、現行の実務よりも詳細なレベル（すなわち、保険契約グループのレベル）で行うことが必要となる可能性がある。

保険者は、以下を行う必要がある。

- 保険獲得コストを識別し、どのコストが契約の境界線外にある予想される契約の更新に関連しているかを判別するための分析を行う。
- 契約の境界線外にある将来の契約の更新の予想を評価する。
- 保険獲得キャッシュフローを当該更新に配分する。

- 契約の境界線外にある将来の更新に配分して繰り延べられた保険獲得キャッシュフローの回収可能性を検証する。

したがって、この修正を適用することにより、一部のプロセス及び判断がより詳細で広範なものとなる。



保険料配分アプローチに基づくオプション

IFRS 17.59(a), ED.28A

対象となる契約のカバー期間が1年以内である限り、保険料配分アプローチを適用している保険者は、以下のいずれかを行うオプションを有している。

- すべての保険獲得キャッシュフローを発生時に費用処理し、実務上の複雑性及び判断を回避する。
- これらのコストが将来の更新に関連し、回収可能な場合には、資産として認識する。

5

取得した支払備金

IASBは、企業が企業結合やポートフォリオの移転により取得した支払備金に関する経過措置を修正することにより、実務上の負担軽減措置を提供することを提案している。

5.1

移行時の負担軽減措置の追加

5.1.1

論点

IFRS第17号では、保険契約負債のうち保険金の決済に関連する負債（本冊子では、「支払備金」としている）は、保険者が以下のいずれを行っているかによって会計処理が異なる。

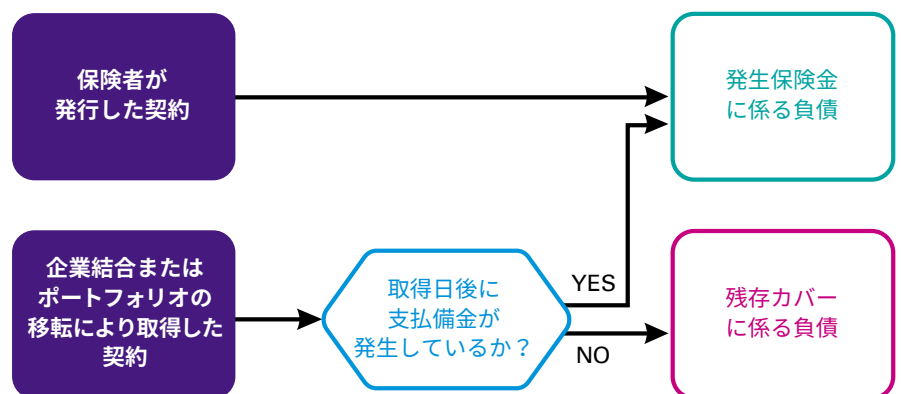
- 保険契約を発行している。
- 保険契約を（企業結合かポートフォリオの移転（すなわち、通常のビジネスによる保険契約発行の一環ではない、保険契約の移転）のいずれかにより）取得している。

IFRS 17.B93–B95

IFRS 17.B5

後者の場合、保険者は、取得した契約を取得日時時点で発行していたかのように会計処理する。すなわち、取得した支払備金（すなわち、契約を取得する前に発生している保険金の決済に関連する負債）に係る保険事故によってその保険金の最終的なコストが決定される。したがって、関連するカバー期間は、取得日からその最終的なコストが決まるまでの期間である。

このような負債は、以下のように分類される。



取得した支払備金を残存カバーに係る負債として会計処理するよう要求する規定は、IFRS第17号への移行時に一部の保険者にとって問題となる。

なぜなら、一部の保険者は、単一のシステムを用いてすべての支払備金を管理しており、このようなシステムを用いている保険者は、発行した保険契約から生じた支払備金と取得した保険契約から生じた支払備金を区別することができない。その結果、2つの異なる方法で支払備金を分類し、測定することが実務上不可能な場合がある。

一部の利害関係者は、移行時の修正遡及アプローチでは履行キャッシュフローを発生保険金に係る負債か残存カバーに係る負債に分類することはできないという見解を示しており、また、移行時の公正価値アプローチについても同様の懸念を示している。

5.1.2

ED.C9A, C22A, BC120–BC124

IASBの提案

IASBは、IFRS第17号への移行日前にIFRS第3号「企業結合」の範囲に含まれる企業結合かポートフォリオの移転のいずれかで保険者が取得した支払備金に関する移行アプローチの修正を提案している³。

必要な情報を利用できない場合に（現行のIFRS第17号で規定されている）2つの異なる方法により支払備金の記録を行わなければならないという課題を解消する実務上の負担軽減措置を提供する提案である。

修正遡及アプローチ

IASBは、取得した支払備金の処理に関する移行時の修正遡及アプローチに一定の修正を加えることを提案している。この修正により、保険者は取得した支払備金を発生保険金に係る負債として会計処理することとなる。

他の修正と同様に、保険者は、遡及アプローチを適用するための（すなわち、取得した支払備金を識別し、残存カバーに係る負債に分類して会計処理するための）合理的で裏付け可能な情報を有していない場合に限り、当該一定の修正を適用することが認められる。

公正価値アプローチ

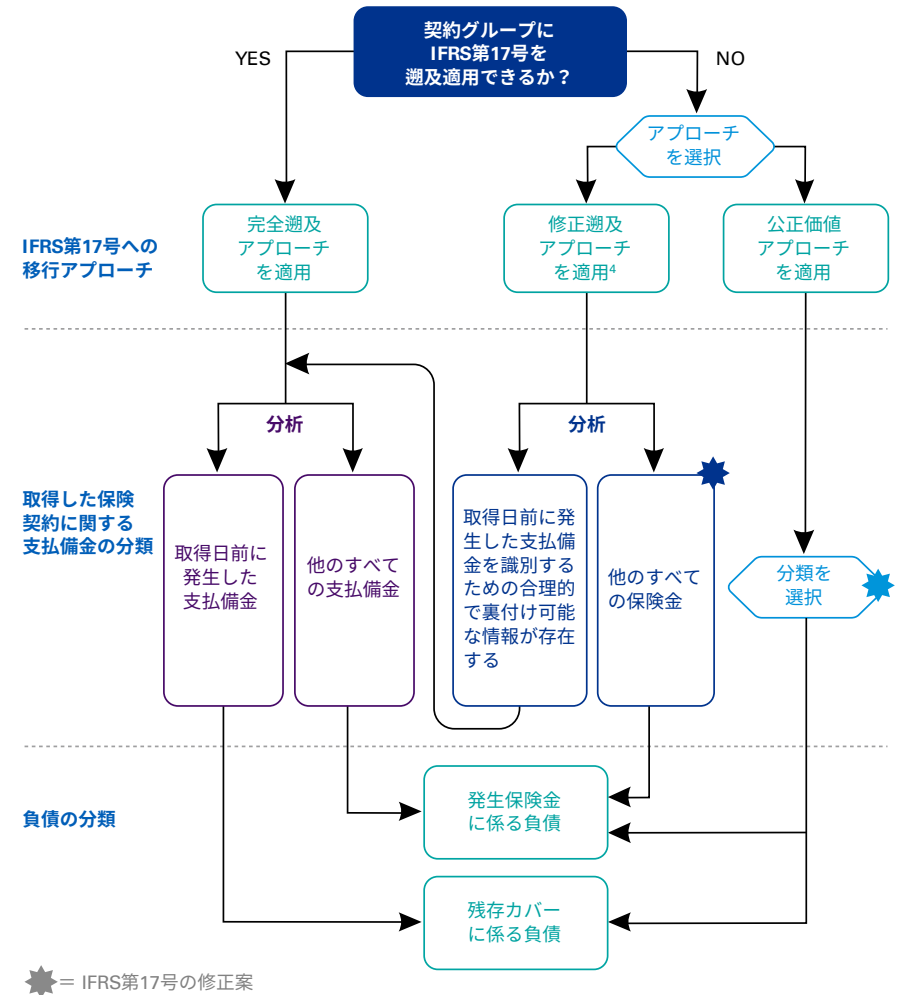
IASBは、保険者が取得した支払備金を発生保険金に係る負債に分類することを選択できるように移行時の公正価値アプローチも修正することを提案している。

3. 移行日は、原則として適用開始日の直前の事業年度の期首である（本冊子の2.1.1及びIFRS第17号C2項及びC25項を参照）。企業がより古い期間について修正した比較情報を表示している場合には、移行日は表示している最も古い修正した比較対象期間の期首である。

修正案の適用

IFRS 17.C5-C8

以下のフローチャートは、IFRS第17号への移行時の取得した支払備金の会計処理をまとめたものである。⁴



4. 企業が修正遡及アプローチを適用するための合理的で裏付け可能な情報を入手できない場合には、公正価値アプローチを適用する。IFRS第17号C6(a)項を参照。



取得した支払備金に関する実務上の負担軽減措置

この修正案により、保険者が移行時に取得した支払備金を識別し、一般的な規定に従って分類するのに必要な情報を有していない場合に、実務上、有用なソリューションが提供されることとなる。このような場合、移行日に存在する取得した支払備金は、発生保険金に係る負債に分類されることとなる。

発生保険金に係る負債の会計処理には、残存カバーに係る負債よりも簡便な測定アプローチが適用される。取得した支払備金については、移行時のCSMを算定する必要はなく、保険収益が純損益に認識されることはなくなる。

この修正案は、IFRS第17号への移行日前に取得した契約にのみ適用される。移行日後に取得した契約については、取得者がその契約を取得日に発行したかのように処理する必要がある。すなわち、これらの取得した支払備金は、将来的には残存カバーに係る負債に分類されることとなる。

6 投資サービスの 会計処理

IASBは、保険契約の利益認識パターンを保険カバー及び投資サービスの提供を反映するように修正することを提案している。

6.1 利益認識パターンの変更

6.1.1

IFRS 17.B119(a)-(c)

論点

CSMは、その残高をカバー単位に配分することにより純損益に認識される。カバー単位は、以下を評価して決定する。

- 関連する保険契約に基づいて提供される給付の量
- 予想されるカバー期間

IFRS第17号では、給付の量及び契約のカバー期間は、（直接連動有配当保険契約と他のすべての保険契約の両方の）保険カバーのみに関連するものであり、当該契約に基づいて提供される投資サービスは考慮されていない。

投資サービスも提供している保険契約の場合、そのCSMの認識期間及び利益は当該契約に基づいて提供されるサービスのすべてを反映していないことになるため問題である。

6.1.2

ED.B119A-B119B, ED.BC50-BC66

IASBの提案

IASBは、保険契約の利益認識パターンを修正して保険カバーと投資サービスの両方の提供を反映することを提案している。

ED.A

この提案には、以下の内容を含む「保険契約サービス」の新たな定義も含まれている。

保険契約者に提供されるサービス	内容	適用対象
保険カバー	保険事故に対するカバー	すべての保険契約
投資関連サービス	保険契約者に代わり基礎となる項目を管理	直接連動有配当契約のみ
投資リターン・サービス	保険契約者のための投資リターンの生成	直接連動有配当契約ではない保険契約

「カバー期間」の定義も、企業が保険契約サービスを提供する期間を意味するように修正される。カバー単位の決定も、これらの新たな定義と整合するように行われることになる。

直接連動有配当契約

ED.45

直接連動有配当契約の場合、カバー期間及びカバー単位の配分は、保険サービス及び投資関連サービスの提供に基づいて決定される。

投資関連サービスは、すべての直接連動有配当契約（すなわち、変動手数料アプローチの適格要件を満たす契約）に存在している。

他のすべての保険契約

ED.44

IASBは、保険カバーと投資リターン・サービスの両方を考慮することにより決定されるカバー単位に基づいてCSMを配分することを提案している。

IASBは、投資リターン・サービスが保険契約に存在するのは、以下の要件の両方を満たす場合「のみ」とすることを決定した。

- 投資要素があるか、または保険契約者がある金額を引き出す権利を有している。
- 投資要素（または保険契約者が引き出す権利を有している金額）に「保険者の投資活動」で生成される「正の投資リターン」が含まれると見込まれている。

「正の投資リターン」は、状況によってはゼロ以下となる可能性もある。例えば、ベンチマーク金利がゼロを下回っているマイナス金利の環境では、正の投資リターンは、ベンチマーク金利を上回っている限り、ゼロを下回る（またはゼロに等しい）可能性がある。

上記の要件を満たす場合には投資リターン・サービスが存在する可能性がある（ただし、それ自体のみでは不十分である）が、投資リターン・サービスを識別するためには、さらに分析と判断を実施する必要がある。

例えば、保険者は、保険契約の投資要素について投資管理サービスのみを提供している場合には、投資リターン・サービスを提供していないことになる。多くの場合、保険者は、投資リターン・サービスが提供されているか否かを評価する際に、実態に基づく首尾一貫した判断が必要となる。



設例2 – 投資要素のない保険契約における投資リターン・サービス

事例

保険者Xは、保険契約者に対して据置年金契約を発行しており、保険契約者は保険料を契約当初に一括で支払っている。当該契約に基づき、以下が行われている。

- 当該保険料は、積立段階においてリターンを稼得している。
- 保険料の積立額は、将来のある時点において年金に転換することができる。

分析

転換後の保険契約者への給付は保証されていない。例えば、保険契約者が初回の年金が支払われる前に死亡した場合には、保険者は給付を全く受けられない。この場合、金額の払戻しが無いというシナリオが存在するため、投資要素はない。

ただし、積立段階において投資リターン・サービスが提供されていると結論付けることができるのは、保険契約者が引き出すことができる金額に以下のような投資リターンが含まれている場合である。

- 保険者の投資活動で投資リターンが生成されている。
- 正の投資リターンが見込まれる。

開示規定

ED.109, 117

IASBは、IFRS第17号の開示規定を変更することを提案しており、保険者は以下を開示する必要がある。

- 報告日現在のCSMが純損益で認識される将来の予想時期（適切な期間で）についての定量的な開示（現行のIFRS第17号は、定量的な開示に限定しておらず、定性的な開示のみでも認められている）
- 保険カバーと投資関連サービスまたは保険カバーと投資リターン・サービスによって提供される給付の相対的なウェイト付けを評価するアプローチについての具体的な開示



一般的な測定モデルに基づく契約のCSMの投資リターン・サービスへの配分

投資リターン・サービスの識別

この提案では、保険者は、保険契約を評価して投資リターン・サービスがあるか否かを判定する必要がある。この判定は、カバー期間とカバー単位の決定に影響を及ぼす可能性がある。

投資リターン・サービスがある場合には、保険者は、保険カバーと投資リターン・サービスの相対的なウェイト付けとそれらの提供パターンを規則的かつ合理的な基準で評価して、CSMの純損益における認識方法を決定することが必要となる。直接連動有配当契約の投資関連サービスについても、これらと同様の検討が必要となる。

この提案は、以下に影響を及ぼすことになるため、重要である。

- 利益の認識時期
- 関連する投資管理コストが履行キャッシュフローに含まれるか否か
- (場合によっては) 保険契約が保険料配分アプローチの適格要件を満たすか否か

投資関連コストが履行キャッシュフローに含まれる場合には、利益認識及び財務諸表の表示に影響を及ぼし、保険者のシステム上の対応やプロセスの検討にも影響を及ぼす可能性がある。

保険者は今すぐ行動を

保険者は、当該変更による影響に対する評価を今すぐ開始し、どのように実務へ適用するか検討する必要がある。また投資リターン・サービスがあるか否かを判定する際には、類似商品に対して首尾一貫したアプローチを適用する必要がある点にも留意しなければならない。

投資リターン・サービスの適切なウェイト付け及び認識の決定は複雑なため慎重に検討する必要がある、カバー単位の決定には複数のサービスの提供を反映する必要がある。

一部の保険者は、考え得る最も簡便的なアプローチ（例：利益を定額法で認識し、以下を反映するように給付の量の変動で調整するアプローチ）の採用も検討することができる。

- 各契約グループの規模
- それらの相対的なカバー期間

利益の認識に及ぶ影響を踏まえ、保険者がこれらの提案に関する財務的影響の評価を更新するのが望ましいと考えられる。なお、それらの評価の一部は相互に関連しており、本提案における他の判断の影響を受ける可能性にも留意すべきである。

7

不利な契約に対する再保険

IASBの提案は、保険者が不利な契約を再保険でカバーしている場合の当初認識時に生じる会計上のミスマッチに対処するものである。

7.1

会計上のミスマッチへの対処

7.1.1

論点

IFRS 17.48, 66(c)(ii), BC314–BC315

当初認識「後」に不利な保険契約を測定する場合、将来のサービスに関連する履行キャッシュフローの不利な変動は、純損益に認識される。

このような不利な変動が一般的な測定モデルを用いて測定されている保有している再保険契約でカバーされている場合には、結果として生じる保有している再保険契約の履行キャッシュフローの変動も純損益に認識される（すなわち、保有している再保険契約グループのCSMを修正しない）。これにより、このような処理を行わなければ生じたであろう会計上のミスマッチを低減している。

IFRS 17.47, 66(c)(i)

IFRS第17号では、保険者は、不利な保険契約を発行している場合には損失を純損益に認識するよう要求されている。一方で、その損失が保有している再保険契約でカバーされている場合には、その損失に対応する再保険契約の利得が同時に純損益に認識されることはない。この結果、会計上のミスマッチが生じる可能性がある。

7.1.2

IASBの提案

ED.62, 70A, BC67–BC90

IASBは、IFRS第17号を修正し、保有している再保険契約が、当初認識時に基礎となる不利な保険契約の損失に対して「比例的な」カバーを提供している場合に、その修正がなければ生じたであろう会計上のミスマッチに対処することを提案している。

比例的な再保険契約

ED.A

IASBは、比例的なカバーを提供する保有している再保険契約（すなわち、比例的な再保険契約）を、基礎となる保険契約グループについて生じたすべての発生保険金の一定割合を発行者から回収する権利を、保険者に提供する保有している再保険契約と定義することを提案している。企業が回収する権利を有する一定割合は、単一の基礎となる保険契約グループ内のすべての契約について一定であるが、基礎となる保険契約グループ間では異なる可能性がある。

IASBは、比例的な再保険契約についてのみ修正を提案することを決定した。なぜなら、比例的な再保険契約については、基礎となる保険契約グループの発生保険金の認識時期と再保険回収の認識時期のミスマッチを直接識別することができるからである。

修正案の適用

ED.66A-66B, B119C-B119F

保有している再保険契約グループが「比例的な」カバーを提供している場合には、基礎となる不利な契約について損失を認識している保険者は、それらの当初認識時に、以下の処理を行わなければならない。

- 保有している再保険契約に係る利得を同時に純損益に認識する。
- その後に基礎となる不利な契約に係る損失を戻し入れた場合には、保有している再保険契約に係る利得を純損益に戻し入れる。

保険者は、上記の修正案を適用する際には、保有している再保険契約グループについて、残存カバーに係る資産の損失回収要素を設定しなければならない。

この損失回収要素は、保有している再保険契約からの損失の回収の戻入れとして純損益に表示される金額を決定するものである。損失回収要素は、再保険者に支払った保険料の配分から除外されることとなる。

保有している再保険契約に係る利得（またはその戻入れ）は、以下を修正するものである。

- 保有している再保険契約グループのCSM(一般的な測定モデルを用いて測定している場合)
- 保有している再保険契約グループの残存カバーに係る資産の帳簿価額(保険料配分アプローチを用いて測定している場合)

これらの修正案は、基礎となる不利な契約が発行される前に（または発行されるのと同時に）締結した再保険契約にのみ適用される。



設例3 - 不利な契約に対する再保険

事例

2022年1月1日、保険者Xは、カバー期間が2年間の保険契約グループを発行している。

- Xは、当初認識の直後に保険料合計200を受け取っている。
- Xは、カバー期間にわたり均等に保険金180を支払うことを見込んでおり、保険獲得キャッシュフロー40を負担している。

同時に、Xは、基礎となる契約から生じる保険金請求に対して50%の比例的なカバーを提供する再保険契約を締結している。

Xは、保有している単一の再保険契約で構成されるグループを識別し、2022年1月1日にこのグループを認識している。当初認識時に支払った単一の再保険料は、100である。Xは、将来にキャッシュ・インフロー90（すなわち、基礎となる契約について予想される保険金請求の50%）を見込んでいる。

単純化のために、割引計算、非金融リスクに係るリスク調整及び再保険者の不履行リスクの影響は無視している。

IFRS 17.61-62(a)

Xは、当初認識時に基礎となる契約グループを以下のように測定している。

2022年1月1日	不利なグループ
キャッシュ・インフロー（すなわち、保険料）の現在価値の見積り	200
キャッシュ・アウトフロー（すなわち、保険金）の現在価値の見積り（180）及び保険獲得キャッシュフロー（40）	(220)
損失要素	(20)

当初認識時に予想していたすべての事象がカバー期間中に発生している。2022年12月31日に、Xは基礎となる契約グループを以下のように測定している。

2022年12月31日	
履行キャッシュフロー	90 ¹
CSM	-
保険契約負債	90

(注)

1. 保険金90を表している。

IFRS 17.63–65, ED.65–66B

保有している再保険契約 – 当初測定

以下の表は、Xが保有している再保険契約の現行のIFRS第17号の規定に基づく当初測定と修正案に基づく当初測定を比較したものである。

2022年1月1日	現行のIFRS第17号	IFRS第17号修正案
キャッシュ・アウトフロー（すなわち、再保険料）の現在価値の見積り	100	100
キャッシュ・インフロー（すなわち、再保険金の回収）の現在価値の見積り	(90) ¹	(90) ¹
純損益に認識した利得	-	10 ²
CSM	10	20

(注)

1. 基礎となる契約から生じると見込まれる保険金180の50%
2. 不利な基礎となる契約グループの損失要素20の50%。この修正案では、この金額は利得として純損益に認識され、保有している再保険契約の当初のCSMを修正するものである。

IFRS 17.66, ED.66-66B

保有している再保険契約 – 事後測定

2022年12月31日に、Xは再保険契約を以下のように測定することとなる。

2022年12月31日	現行の IFRS第17号	IFRS第17号 修正案
履行キャッシュフロー	45	45
CSM	5 ¹	10 ²
再保険契約資産	50	55

(注)

1. 期首のCSM10から2021年におけるCSMの解放5を控除した金額
2. 期首のCSM20から2021年におけるCSMの解放10を控除した金額

保険サービスの成果

Xは、2022年及び2023年の保険サービスの成果を以下のように計算することとなる。

	現行の IFRS第17号		IFRS第17号 修正案	
	2022年	2023年	2022年	2023年
保険収益	100 ¹	100 ¹	100 ¹	100 ¹
保険サービス費用	(120) ²	(100) ³	(120) ²	(100) ³
発行済の保険契約の損益	(20)	-	(20)	-
再保険料	(50) ⁴	(50) ⁴	(50) ⁵	(50) ⁵
再保険回収	45 ⁶	45 ⁶	50 ⁷	40 ⁸
保有している再保険契約の損益	(5)	(5)	-	(10)
保険サービス損益	(25)	(5)	(20)	(10)

(注)

1. 予想発生保険金90に配分した保険獲得キャッシュフロー20を加算し、損失要素の戻入れ10を控除した金額
2. 実際に発生した保険金90に当初認識時に認識した損失要素20及び保険獲得キャッシュフロー20を加算し、損失要素の戻入れ10を控除した金額
3. 実際に発生した保険金90に保険獲得キャッシュフロー20を加算し、損失要素の戻入れ10を控除した金額
4. 予想保険金45にCSMの解放5を加算した金額
5. 予想保険金45にCSMの解放10を加算し、この修正案を適用して損失回収要素の半分の戻入れ5を控除した金額

IFRS 17.B124

IFRS 17.B123

6. 回収した再保険金45 (90の50%)
7. 回収した再保険金45に当初認識時に純損益に認識した利得10 (すなわち、当初の損失回収要素)を加算し、損失回収要素の半分の解放5を控除した金額
8. 回収した再保険金45から損失回収要素の半分の解放5を控除した金額



修正案の適用

上記の設例のとおり、この修正案は、基礎となる契約について純損益計算書に認識されている損失が予想される保険金ではなく、保険獲得キャッシュフローの結果とみられる場合にも適用されることとなる。しかし、IASBは、その損失が予想される保険金キャッシュフローから生じ、その保険金と再保険契約に基づく予想回収額との間に直接的な関係があるとみなすことは合理的であろうと考えている。

さらに、この修正案は、保有している再保険契約から純損失（純利得ではなく、正味でコストが生じる場合）が生じる場合でさえも適用されることとなる。なぜなら、この修正案は、基礎となる契約に係る損失（予想される保険金に起因するものとみなされる）の認識と、関連する再保険契約に基づく回収の認識との間のミスマッチに対処することのみを目的としているからである。

設例3のとおり、再保険契約から生じる正味のコストは、保有している再保険契約のカバー期間にわたり純損益に認識され続ける。この修正案を適用することにより、契約上のサービス期間にわたり認識される正味のコストが増加するという影響が生じることとなる（すなわち、契約上のサービス期間にわたり認識される正味のコストは、基礎となる不利な契約の当初認識時に認識した利得の金額だけ増加することとなる）。

これらの修正案は、会計上のミスマッチを低減することにより、保有している再保険契約の経済的影響についての情報を改善し、その結果、財務諸表利用者にとっての複雑性を低減することを目的としている。



比例的な再保険契約と比例再保険契約

この修正案では、比例的な (proportionate) 再保険の定義が提供されている。保険者は、このような契約を会計処理するためのシステム及びプロセスを開発する際には、保有している再保険契約がカバーしている基礎となる保険契約グループに対して比例的なカバーを提供しているか否かを識別する方法を検討する必要がある。

修正案で提案されている定義は、一般に知られている「比例 (proportional)」再保険とは異なる。比例再保険の取決めでは、再保険者は、各リスクの一定の割合を同じ割合の保険料 (手数料控除後) で引き受け、再保険者はそれに対応する同じ割合の損失を補填する。

比例的なカバーを提供しない超過損害額再保険 (Excess of Loss Cover) は例え個々のリスクベースのカバーであっても修正案の適用範囲には含まれず、超過額再保険特約 (Surplus Treaty) も適用範囲に含まれない。超過損害が発生していることが識別できても、どの保険契約について回収が行われるかを正確に識別することはできないからである。この新たな定義により、保有している比例的な再保険契約グループの当初認識のために用いられる所定のアプローチの範囲は狭められている。

基礎となる契約のグループ分けの方法も、この修正案を適用できるか否かの影響を受けることとなる。この修正案は、基礎となるグループ内のすべての契約が再保険により同じ一定の割合でカバーされている場合にのみ適用される。

IFRS 17.62(a)



その他の検討事項

保険契約グループが当初認識時に不利か否かを判定するために、保険者は以下を検討する必要がある。

- 再保険の影響が非金融リスクに係るリスク調整に反映されているか否か (保険者である企業が、基礎となる保険契約に関する非金融リスクを負担するために必要な対価を決定する際に再保険を考慮していることを前提とする)
- 保険獲得キャッシュフローの将来の更新への配分に関する修正案を適用するか否か

保険者は、IFRS第17号に基づいてこのような契約を会計処理するための新たなシステム開発及びプロセス検討を継続し、再保険プログラムや再保険スキームに及ぶ影響を検討する必要がある。保険者は、再保険契約の会計処理に関する修正案がこれらの活動にどのような影響を及ぼす可能性があるかも検討しなければならない。

8

直接連動有配当 契約のリスク軽減 オプション

IASBの提案は、保有している再保険契約を用いて金融リスクを軽減している場合及びIFRS第17号への移行時の直接連動有配当契約の会計処理を修正することにより、会計上のミスマッチを低減することを目的としている。

8.1

保有している再保険契約の利用

8.1.1

IFRS 17.B115–B118

論点

保険者は、自らが発行している直接連動有配当契約から生じる金融リスクを、デリバティブを利用して軽減している場合があるが、これにより会計上のミスマッチが生じている可能性がある。

デリバティブの公正価値の変動は、IFRS第9号に基づき、ただちに純損益に認識されるが、反対に、変動手数料アプローチの場合、関連する保険契約の価値の変動は、ただちに純損益に認識されることはなく、原則としてCSMを修正する形で会計処理されるためである（リスク軽減に利用するデリバティブが基礎となる項目ではない前提）。

この会計上のミスマッチを避けるために、IFRS第17号は、保険者にリスク軽減オプションを利用することを認めており、保険契約の関連する金融リスクの変動の影響を、CSMを修正することなく、純損益に認識することができる。

リスク軽減オプションは、以下の要件のすべてを満たしている場合に利用することができる。

- 保険者が、保険契約から生じる金融リスクを軽減するためのデリバティブの利用に関する過去に文書化したリスク管理目的及び戦略を適用している。
- 保険者が、保険契約から生じる金融リスク（例：金融保証の影響）を軽減するためにデリバティブを利用している。
- 保険契約とデリバティブとの間に経済的な相殺関係が存在する。
- 信用リスクによって経済的な相殺関係が左右されない。

保有している再保険契約の中には、出再者が基礎となる契約から生じる金融リスクを軽減できるように組成されているものがあり、この場合にも会計上のミスマッチが生じることがある。

基礎となる直接連動有配当契約の金融リスクの変動は当該契約のCSMを修正する

一方で、保有している再保険契約および発行した再保険契約は直接連動有配当契約ではないため変動手数料アプローチの適格要件を満たさず、保有している再保険契約の金融リスクの変動は純損益（またはOCI）に認識され、結果として会計上のミスマッチが生じてしまう。

現行のIFRS第17号では、このようなミスマッチを低減するために利用されるリスク軽減オプションは、保険者が金融リスクを軽減するためにデリバティブを利用している場合にのみ利用することができるが、同様の目的のために保有している再保険契約には適用することができない。

8.1.2

ED.B116, BC101-BC109

IASBの提案

IASBは、直接連動有配当契約のためのリスク軽減オプションを拡張して、保険者が保有している再保険契約を用いて金融リスクを軽減している場合にも当該オプションを利用できるようにすることを提案している。

前述の要件を満たしていることを前提に、「デリバティブが保有している再保険契約のいずれか」をリスク軽減目的で利用している場合には、保険者は金融リスクの変動を純損益に認識することが認められる。

リスク軽減オプションを拡張する提案により、基礎となる項目ではない保有している再保険契約を用いて直接連動有配当契約の金融リスクを軽減している場合に生じる会計上のミスマッチを低減することができる。

この修正案により、保険者は、金融リスクを軽減するのにデリバティブを利用しているか再保険契約を利用しているかにかかわらず、財務報告において自らのリスク軽減活動をより良く反映できるようになる。

IASBは、基礎となる契約が直接連動有配当契約の場合であっても、保有している再保険契約は変動手数料アプローチの適格要件を満たさないことを確認している。その論拠として、変動手数料アプローチは実質的に投資関連サービス契約である契約のために設計されたものである点を挙げており、再保険契約は保険カバーを提供するものの、実質的に投資関連サービスを提供するものではないと考えている。



直接連動有配当契約の基礎となる項目である保有している再保険契約

実務上、保有している再保険契約の中には、直接連動有配当契約の基礎となる項目であるものもある。このような場合、リスク軽減オプションは変動手数料アプローチを適用する際に自動的に適用されることになる。

保険者がデリバティブもしくは保有している再保険契約以外の金融商品を用いて金融リスクを軽減している場合には、会計上のミスマッチを低減するために他のソリューションを決定する（例：償却原価区分の要件を満たす場合には当該区分に金融商品を分類するなど）必要がある場合も考えられる。

8.2

経過措置

8.2.1

論点

リスク軽減オプションにより、保険者は(8.1.1に記載している所定の要件を前提に)直接連動有配当契約の金融リスクの変動の一部の影響を、CSMを修正することなく、純損益に認識することができる。

このオプションは、事後判断(Hindsight)を伴う可能性があるため、IFRS第17号の適用開始日(すなわち、保険者がIFRS第17号を最初に適用する事業年度の期首)前の期間に適用することはできない。

リスク軽減活動がIFRS第17号の適用開始日前に実施されていた場合には、この禁止規定により、移行時の資本及び将来の期間に認識される収益に歪みが生じる可能性がある。

これは、IFRS第17号への移行時の保険契約の会計処理と関連するリスク軽減活動の会計処理に違いがあることに起因するものである。

8.2.2

IASBの提案

リスク軽減オプションの将来に向かっての適用

IFRS 17.C2, C25, ED.C3, BC125–BC133

IASBは、保険者がリスク軽減オプションをIFRS第17号への移行日から将来に向かって適用することを認める提案をしている。IFRS第17号への移行日とは、以下のいずれかの日である。

- 適用開始日の直前の事業年度の期首
- より古いいずれかの期間について修正した比較情報を表示している場合には、そのような表示をしている最も古い期間の期首

これは、保険者がIFRS第17号への移行日以前にリスク軽減オプションを適用するリスク軽減関係を指定している場合に認められる。

移行時の公正価値アプローチの適用

ED.C5(b), BC125–BC133

IASBは、直接連動有配当保険契約のグループについて、保険者が完全遡及アプローチを適用できる場合だとしても、以下の条件を両方とも満たす場合には、移行時に公正価値アプローチを適用することを認める提案もしている。

- 企業がリスク軽減オプションを当該保険契約グループに移行日から将来に向かって適用することを選択している。
- 移行日前に、企業が当該保険契約グループから生じる金融リスクを軽減するためにデリバティブまたは保有している再保険契約を利用している。

保険者が移行時に公正価値アプローチを利用する場合には、移行時の金融変数の見積りを用いて保険契約グループを測定することになる。デリバティブまたは保有している再保険契約も公正価値で測定されるため、移行時の資本は以下の両方を反映したものになる。

- 金融変数の変更による履行キャッシュフローの変動
- リスク軽減を提供するデリバティブの公正価値の変動



経過措置の適用には慎重な検討が必要

リスク軽減オプションをIFRS第17号の移行日から将来に向かって適用するためには、保険者は事前に計画を策定することが必要である。次に、保険者はこの修正案を適用しようと考えているリスク軽減関係の指定、実施及び適切な文書化を行うことも必要である。

移行時の公正価値アプローチの適用は、このような財務諸表作成者の懸念事項の一部に対処している。

この修正案は移行時の金融リスクの軽減に関する論点の一部に対処しているものの、移行時の金融リスク及び非金融リスクの軽減のために講じられているその他の論点に対処していないというコメントもあった。一例として、保有している再保険契約を用いて非金融リスクの変動（例：人口動態の変数の変動）のリスクを軽減している場合があり、このようなリスクは依然としてCSMへ反映されることになってしまう。

保険者は、非金融リスクの変動の影響と関連するリスク軽減活動について説明する自発的な開示も検討すべきである。

また、保険者は、どのアプローチが自らの事業及びリスク選好に最も適しており、財務諸表利用者に最も有用な情報を提供するのかを評価し、経過措置に関する当修正案を慎重に検討すべきである。

9

保険契約資産 及び負債の表示

IASBの提案により、保険契約は、ポートフォリオのレベル（現行の規定よりも高いレベル）で財政状態計算書に表示することになる。

9.1

ポートフォリオレベルでの表示

9.1.1

IFRS 17.78–79, BC328, IAS 1.54

IFRS 17.16–24

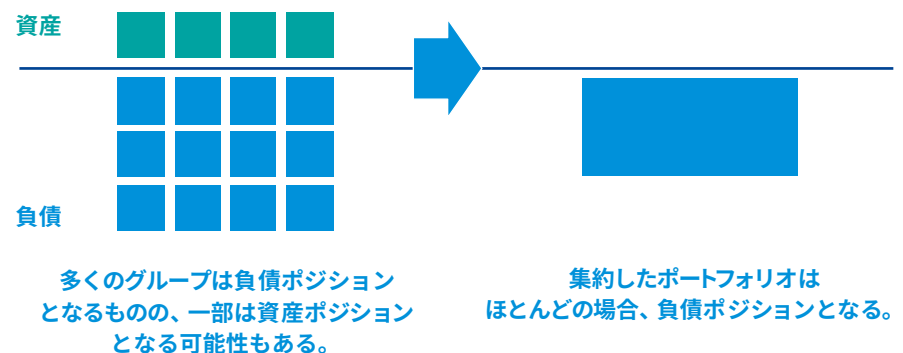
論点

現行のIFRS第17号は、保険者に資産である発行した保険契約グループと負債である発行した保険契約グループを別個に表示するよう要求している。保有している再保険契約グループも同様に表示することが要求されている。財政状態計算書において、資産であるグループを負債であるグループと相殺することはできない。

保険契約グループは、保険契約ポートフォリオよりも集約のレベルが低い。IFRS第17号は、保険者にポートフォリオ（類似したリスクに晒され、一括して管理されている保険契約）をその収益性及び当初認識のタイミングに基づいてグループに分割し、それぞれのグループをおおむね1年以内の期間に発行された類似の契約で構成するよう要求している。

契約グループは、現金の受取及び支払の時期によって、時の経過に伴い資産ポジションにも負債ポジションにも転じ得るものの、発行した契約ポートフォリオレベルであれば、概ね一貫して負債ポジションとなることを見込まれる。

発行した保険契約グループで構成されるポートフォリオ



一部の保険者にとって、受け取るべき保険料のキャッシュフロー及び発生保険金に係る負債を個々の保険契約グループの帳簿価額へ配分することは、システムの仕様次第では困難な可能性がある。

9.1.2

ED.78-79, 99, 132, BC91-BC100

IASBの提案

IASBは、保険契約資産及び保険契約負債の帳簿価額が、グループのレベルではなく、ポートフォリオのレベルでの集約を反映して財政状態計算書に表示されるようにIFRS第17号の表示規定を変更することを提案している。

表示の目的上、同じポートフォリオ内の保険契約グループ間で相殺することが可能になり、調整表及び満期分析の開示にもポートフォリオレベルの集約が適用される。

キャッシュフローを個々の保険契約グループに配分することが困難な保険者に対して、実務上の負担軽減措置が提供されることになる。



ポートフォリオレベルでの保険契約の表示

IASBはこの修正案を策定する際に、財政状態計算書においてグループを相殺することにより生じる情報の喪失は、実務上の負担軽減の重要性と比較考量すると許容可能なものであると考察している。

この修正案は保険者にとって実務上の負担軽減措置となる可能性が高いものの、保険者によっては、データ面でなお困難に直面する可能性がある。例えば、再保険預け金は出再者が保有している場合が多いため、再保険者のポートフォリオは資産ポジションの場合もあれば負債ポジションの場合もある。これらのポートフォリオ間では、預け金から見込まれるキャッシュフローを配分することが必要となる。

その他、純額決済されているキャッシュフローを残存カバーに係る負債と発生保険金に係る負債に配分する課題も残っている。この課題は、特に再保険の取決めや、ブローカーが保険契約または再保険契約の募集を行っている場合に多く見られる。

IFRS第17号の財政状態計算書の表示は、期待キャッシュフローに基づいており、期限が到来していない債権から生じる将来キャッシュフローと期限が到来しているものに関するキャッシュフローを区別していない。これは、利害関係者が見慣れている現行の表示からの大幅な変更点である。この表示が保険者の財政状態に関する財務諸表利用者の理解に役立つ場合には、保険者は要求されている表示項目を分解して追加情報を示すことを望む可能性がある。

また、IFRS第17号の開示規定により、財務諸表利用者は、現行の実務よりも保険契約に関するリスクについてさらに有用な情報を得られるようになる。財務諸表作成者は、有用な表示及び開示を提供するために、財務諸表利用者のニーズを識別する必要がある。

IFRS 17.121-132, IAS 1.55

本冊子について

本冊子は、KPMG International Standards Group (KPMG IFRG Limitedの一部。以下、ISG) が作成しました。

本冊子は、IASBが2019年6月の公開草案「IFRS第17号の修正」(ED/2019/4) で公表したIFRS第17号「保険契約」の修正案について解説しています。

本冊子の本文では、IFRS第17号及び2019年7月12日時点で公表されている代表的な他の基準書を参照しています。

企業が自社の事実、状況及び個々の取引を考慮して、IFRS第17号の修正の影響を検討するためには、より詳細な分析及び解釈が必要となります。本冊子に含まれている情報はISGの当初の所見に基づいていますが、これらの所見は今後変わっていく可能性があります。したがって、本冊子もKPMGの他の刊行物も、IFRS基準書やその解釈指針そのものを参照する代わりとして使用されるべきものではありません。

謝辞

本冊子の主な執筆者であるISGの以下のメンバーの努力に謝意を表します。

Albert Chai
Alana Hudson
Hagit Keren
Lindsey Stewart.

また、KPMGグローバルのIFRS保険契約トピック・チームの以下のメンバーの貢献にも謝意を表します。

Jennifer Austin	US
Erik Bleekrode	Hong Kong
Dana Chaput	Canada
Salman Chaudhry	Saudi Arabia
Danny Clark	UK
Paolo Colciago	Italy
Frank Dubois	Singapore
Alan Goad (co-deputy leader)	US
Joachim Kölschbach (leader)	Germany
Viviane Leflaive	France
Csilla Leposa	Hungary
Ian Moyser	Australia
Esther Pieterse	South Africa
Chris Spall	UK
Danielle Torres	Brazil
Mary Trussell (co-deputy leader)	Germany

KPMGによるその他の刊行物

LinkedInの‘KPMG IFRS’やhome.kpmg/ifrsでは、新規のIFRS利用者と現行のIFRS利用者も、「財務諸表の例示」や「開示チェックリスト」等の、最新動向の概略、複雑な規定についての詳細なガイダンス及び実務的なツールを入手することができます。

IFRS Today



IFRSニュース



IFRSアプリ



LinkedInのKPMG IFRS



IFRSツールキット

Insights into IFRS

IFRSの実務への適用を支援します。



Guides to financial statements

IFRSのもとでの開示例及びチェックリストを提供します。



IFRS – 新たな基準書



IFRSと米国会計基準との比較表



Q&A: Fair value Measurement (英語)



結合及び（または）カーブアウト財務諸表



主要な新基準

リース



収益認識



金融商品



保険契約



その他のトピック

「1株当たり利益」
ハンドブック



「株式に基づく報酬」
ハンドブック



企業結合及び連結



表示及び開示



セクター最新情報

IFRS for banks



日本語訳の発行にあたって

あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室は、国際財務報告基準の改訂や新基準書の公表に際して、適時に情報を提供することを目的として、KPMG International Standards Group (KPMG IFRS Limitedの一部。以下、ISG) が公表する英文冊子のうち、日本に与える影響の大きいものについて日本語訳を作成しています。

本冊子は、ISGが2019年7月に発行した「New on the Horizon: Insurance Contracts - Amendments to IFRS 17」の日本語訳です。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、英語原文が優先するものとします。本冊子が、IFRSを理解または適用しようとしている方々に、少しでもお役に立てれば幸いです。

本冊子の翻訳は、あずさ監査法人IFRSアドバイザリー室のメンバーを中心に行いました。

2019年8月

有限責任 あずさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

アカウティングアドバイザリーサービス

東京事務所

TEL:03-3548-5120

FAX:03-3548-5113

大阪事務所

TEL:06-7731-1300

FAX:06-7731-1311

名古屋事務所

TEL:052-589-0500

FAX:052-589-0510

azsa-accounting@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/ifrs

Publication name: New on the Horizon: Insurance Contracts - Amendments to IFRS 17

Publication number: 136566

Publication date: July 2019

© 2019 KPMG IFRG Limited, a UK company, limited by guarantee. All rights reserved.

KPMG International Standards Group is part of KPMG IFRG Limited.

© 2019 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. 19-1039

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

コピーライト© IFRS Foundationすべての権利は保護されています。KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はIFRS Foundation®の許可を得て複製しています。複製及び使用の権利は厳しく制限されています。第三者が複製または配布することは認められません。

「IFRS®」、「IFRIC®」及び「IAS®」はIFRS財団の登録商標であり、KPMG IFRG Limited及びあずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中及び(または)登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。

この冊子の内容に関連して行った(または行わなかった)活動により生じた損失について、それらの損失が過失またはその他の事由で生じたか否かに関わらず、国際会計基準委員会、IFRS財団、並びにこの冊子の著者及び出版者は、一切責任を負いません。